

議 案 第 75 号

令和6年度松阪市水道事業会計補正予算(第1号)

(総 則)

第 1 条 令和6年度松阪市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和6年度松阪市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第10条を予算第11条とし、予算第5条から予算第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
加圧式給水車購入に係る契約	令和6年度～令和7年度	23,000千円

令和 6 年 9 月 3 日提出
松阪市長 竹 上 真 人

1 債務負担行為に関する補正調書

事 項	限度額 (千円)	前年度末までの 義務発生額 (見込)		当該年度以降 の支払予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期間	金額 (千円)	期間	金額 (千円)	国 県 補助金 (千円)	企業債 (千円)	その他 (千円)
加圧式給水車購入に係る契約	23,000			R6～R7	23,000		16,100	6,900